

基勞補発0707第1号
平成23年7月7日

宮城労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長
(契印省略)

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱いについて(回答)

平成23年7月4日付け宮労基収第54号による協議については貴見のとおり取り扱われたい。

なお、具体的には、平成23年3月30日付け基発0330第13号に基づき、対象期間等を読み替えて事務処理を行われたい。